

外国人船員に対する水際措置の主な変更点

令和4年2月まで

令和4年3月以降

可能な船員交代

- ・ 我が国のサプライチェーン確保に係る船舶の船員に限定

※特定国^(注)の船員は、
加えて、人道上必要な場合に限定

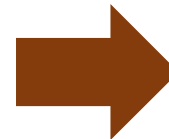


制限無し

出国前の検査

- ・ 出発72時間以内の検査を実施(計1回)

※特定国^(注)の船員は、
加えて、出発当日の検査も実施(計2回)



出発当日に検査を実施(計1回)
(やむを得ない場合は前日)

出国前の隔離

- ・ 出国前の適切な隔離を実施

※特定国^(注)の船員は、
出発空港周辺の宿泊施設等で10日間の
個室隔離を実施



全ての国の船員について、
出発空港周辺の宿泊施設等で
7日間の個室隔離を実施

入国時の検査や入国後の隔離等 従来通り、代理店等の管理の下で実施

注：特定国は、フィリピン・インド・ウクライナ・ロシア・インドネシア・ミャンマーの6ヶ国

外国人船員の感染拡大防止対策(令和4年3月以降)

船主・船舶管理会社・オペレーター・船舶代理店が、コロナ感染対策について密接に連携し、**外国人船員の感染拡大防止対策を徹底すること**

出国前
(オペ・船主・船舶管理会社が対策を徹底)

- 出国当日(やむを得ない場合は前日)の陰性証明書の取得
(一般の入国者は出国72時間以内)
- 現地(母国)の宿泊施設等で7日間の個室隔離を徹底
- 現地(母国)において、船員に対して感染対策を周知徹底
(英語版リーフレットを船員に配布)

入国時

- 検疫所において検査を実施
- 出国前の陰性証明書の提出

一般の入国者よりも対策を強化

入国後
(船舶代理店等で対策を徹底)

- 入国後、宿泊施設で隔離及び追加検査を実施
- 隔離期間中の移動時は、公共交通機関を使用せず専用車を使用

- 待機中は、「市中への外出禁止」・「自室(一人部屋)での食事」を徹底し、他人との接触を回避。
※違反した場合、入国時提出の誓約書に基づき、退去強制手続等の対象となる
- 毎日の体温チェックの実施